

枚 方 市 職 員 措 置 請 求  
監 査 結 果 報 告 書

(美術館負担付き寄附収受に関する住民監査請求)

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第 164 号  
平成 27 年 9 月 18 日

請 求 人 様

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	大 西 正 人
同	田 口 敬 規
同	木 村 亮 太

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第242条第1項に基づき、平成27年7月24日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

## 第1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求については、棄却する。

## 第2. 監査の請求

1. 請求人 39名
2. 監査請求書の提出 平成27年7月24日
3. 請求の内容（原文のまま。個人情報等は黒塗りとしている。）

### 1 請求の要旨

2014年(平成26年)3月24日に、枚方市長竹内脩は、( )ならびに連帯保証人某との間で「美術館の建設に向けた覚書」を締結した。この「覚書」は、Tが枚方市に対して、美術館の建設等の負担付きの寄附の申込を行い、枚方市による枚方市議会の議決を得ることを条件として、香里ヶ丘中央公園内(枚方市香里ヶ丘4丁目)に美術館を建設することを約束するものである。

この「覚書」締結からわずか2日後の2014年(平成26年)3月26日に枚方市議会は、負担付寄附に関する議決を行った。その後、5月13日の地元説明会(開成小学校)を皮切りに6月15日、7月24日と3回の「説明会」が開催され、8月19日には「工事説明会」が実施された。しかし、これらの説明会では、質問・批判が続出し、殆どの住民が市側の説明に納得していないにもかかわらず、説明が打ち切られた。このような住民無視のやり方に対して、さらに批判が高まっていったが、枚方市はそれを無視して美術館の建設工事を強行しようとした。その結果、住民の抗議行動が発生・継続し、現在も工事は中断を余儀なくされている。

この「覚書」第3条(用途の制限)は、「美術館の建物を、乙の承認を得ないで美術館の用途以外の用途に供してはならない。ただし、美術館の用途に供した日から起算して30年を経過した以降は、この限りでない」(第一項)としている。「覚書」第3条2項と3項では市側が当該建物を美術館以外に転用した場合の寄附者による契約解除と賠償請求を約定している。この賠償金は寄附者側から請求があった時点での建物の価額とされている。なお、覚書には契約が解除された場合、緑地を原状

に復する寄附者の義務については触れられていない。

この負担付き寄附行為は財務会計上の行為であるところ、次の点が違法であるので寄附を受領することを禁じるなど適切な措置が講じられるべきである。

#### 第一 受領する美術品、美術館の価値が著しく低いこと

- ① 美術品と称するものについて、鑑定等による客観的価値が明らかにされていない。個人的趣味で集められたもので、自治体が所蔵するに足る一般的財産的価値があるとは思われなし、公開するだけの財産的価値も公共的価値もないと考えられること。
- ② 受領する美術館についても個人的趣味をもって建設されるもので、内容も検討されておらず公共施設にふさわしい施設であるとは考えられない。また、入札も行われていないことから、適正な価値があるかどうか不明であること。実際、受領した美術館が多大な補修・改善費用を要する粗悪品であったとしても受領しなければならないとすることは不合理極まりない。また、市民が美術館の設計内容の公開を請求しても民間の工事のため枚方市としては指導できないとの理由で、設計の詳細を公開しないのは無責任である。

#### 第二 贈与に伴う負担が過大であること

- ① 本件美術館は 30 年間維持管理することで拘束されている。その維持管理費について、枚方市の説明(同等の施設の維持管理費を参考にした)のままで計算したとしても、総合計は受領する価値を遥かに上回る。すなわち 7 億円の美術館建物の寄附に対して、年間 7000 万円(推定)の維持管理費を 30 年間にわたって負担しなければならないということになる。単純計算でも 21 億円の負担になるが、期間中に大規模な建物の修繕等が必要となれば枚方市の負担はさらに増大することになる。最悪の場合は、開設当初から多額の改修費が必要となる可能性もゼロとは言えないのである。建て替えも含めた修繕経費が計上されていないのは、市民の批判を恐れて将来の経費を過少に見せようとする作為があるのではないかと疑われるところである。このように多額の負担を伴う寄附であるが、特に美術品が無価値に等しいと考えられることから維持管理の費用自体が全く無意味に消費されることになる。
- ② 拘束時間が長すぎること  
時間的経過に伴う事情の変化、時の民意による政策の変化によって、当該敷地の利用方法は変化がありうるにもかかわらず、長期にわたる拘束が行われる。たとえば、計画されている美術館は、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民の利用を想定している。そうであれば、外観や内装については通常の公共建築物以上のメンテナンスを必要とすることは明らかであり、建設当初からの建物をそのまま 30 年間使用し続けることはありえない。にもかかわらず、あえて 30 年もの長期にわたる条件で覚書を結んだのは不当である。
- ③ 負担する義務違反の賠償金が過重であり公序に反すること  
市がこの覚書の規定に違反した場合、個人の趣味でしかない美術品や個人の趣味によって建

設された建物について、相当額の賠償金が発生することになるが、受ける利益に比して賠償金は著しく過大である。特に建設費が入札手続きなど公共的監視下に置かれていないことを考慮すると、合理性もない不当に高価な賠償金が課せられる可能性がある。

### 第三 都市緑地としての財産的価値を失わせるものであること

- ① 本件美術館建設予定地は都市にあって良好な緑地として長期にわたって保存されてきた。当該土地の自然状態を形成するに多額の費用と長期にわたる管理が必要である。自然生態系を含む緑地そのものに高い財産的価値が存在し、その価値は個人的趣味で集められた美術品や入札や公共的チェックも受けていない美術館の比ではない。
- ② 本件予定地は市民の憩いの場であり、市民の保健機能を増進させる厚生的価値もある。加えて香里団地開発計画上の位置づけからみても、本件緑地が住環境への好影響をもたらすものであることは明らかである。
- ③ 本件ではアセスメントが実施されておらず、生態系保全や景観の保護が全く考慮されていない。市は周辺開発もあわせて美術館建設を計画(香里ヶ丘中央公園の一体的整備計画)しており、その全体像からすれば開発行為は 3000 m<sup>2</sup>を超える。本件寄附はアセスメントを免れる違法な開発に手を貸すものである。
- ④ また、本件建物は大阪府の CASBEE (キャスビー:建築環境総合性能評価システム)に違反している。竹内脩枚方市長は、2014年(平成26年)3月5日の議会答弁で、本件建物は建築面積が約900 m<sup>2</sup>で、延べ床面積は約1,800 m<sup>2</sup>のため、大阪府のCASBEE基準(延べ面積2000 m<sup>2</sup>以上の新・増築建築物については、大阪府に届け出が必要であり、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための措置を講ずるよう努めなければならない)の対象外だと言明した。しかしその後、当該建築物は1178 m<sup>2</sup>(延べ面積2356 m<sup>2</sup>)に変更されているにもかかわらず、CASBEE基準での環境配慮措置を講じていない。
- ⑤ さらに、枚方市は自ら定めた環境基本条例に違反している。1998年(平成10年)3月27日に定められたこの条例は、市が「環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する」と規定している(第4条2項)。今回の負担付寄附による美術館建設について、市はすべてを寄附者に一任し「傍観」を決め込んでいる。  
これは環境基本条例が定める市の責務を放棄するものであり、明らかな条例違反である。

### 第四 寄附者の便益のためのみに行われる寄附であり、何らの公共性もないこと

さらに、寄贈される美術品の価値が明らかにされていないため、この負担付寄附の負担部分が、寄附者に対する優遇措置になるのではないかという疑念を生んでいる。  
本来、個人が所有する美術品は、それが貴重であればあるほど、専用の保管庫等のために多額の維持管理費用を要し、売却や相続の場合には相応の税負担が発生することは自明である。も

し、今回の寄贈美術品が美術館開館後 30 年にわたる枚方市の財政的な負担に見合わないものであれば、寄贈者が個人で負担すべき維持管理費等を貴重な市民の血税で肩代わりすることになる。それは市政を「わたくし」する全く不当な支出であると言わなければならない。

以上の通り、この案件は美術品、美術館に価値がなく、一方で長期にわたる経済的負担、高額な罰則をもって拘束するという負担、開発予定地の緑地としての文化的・財産的価値を喪失させる負担から著しい損失を招くものである。さらに、個人の趣味的利益のために公共を犠牲にするもので、何らの公共性、公益性も認められない。ゆえに地方自治法、地方財政法に反する非公共的、過剰な財務負担行為となり違法なものである。

そしてアセスメントを脱法して建設するもので、自然を破壊する非公共的な財産負担行為であるから違法である。また、個人の趣味を実現するために公共的負担をするものであるから公共性、公益性のない負担行為となる違法がある。

従って、2014 年(平成 26 年)3 月 24 日に、枚方市長竹内脩が、                     (                      
                    )ならびに連帯保証人某との間で締結した「美術館の建設に向けた覚書」は、地方自治法第 242 条第一項の「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)」場合に該当し不当であるから、この不当な「覚書」に基づく負担付寄附の贈与契約は結ぶべきではない。

枚方市監査委員が公正な監査を実施し、枚方市長に対して覚書を直ちに破棄し、負担付寄附の受領を禁じるなど適切な措置をとることを求めるものである。

4. 事実証明書（原文のまま。個人情報等は黒塗りとしている。）

別紙

事実証明書一覧

番号	表題	証明事実
1	美術館の建設に向けた覚書	2014年(平成26年)3月24日に枚方市長竹内脩と■■■■■ならびに連帯保証人某の間で締結された美術館建設に関する覚書
2	枚方市議会議案 142号 負担付き寄附(美術館の建物)の収受について	2014年(平成26年)2月24日に枚方市長から提出された議案
3	寄附を受ける美術館について	地域振興部文化振興課が作成したもので、2013年(平成25年)3月から2015年(平成27年)5月12日までの美術館をめぐる経過が記載されている。
4	寄附の申し出のある美術館の概要等について	2014年(平成26年)2月に市議会議員に提出された総務委員協議会資料
5	総務常任委員会資料	2014年(平成26年)3月10日に開催された同委員会で配布された美術館の概要に関する補足資料
6	建築計画概要書 枚方市第NK14-0687号 平成26年9月25日	枚方市都市整備部開発指導室が保管する美術館建設計画の概要書の原本複写
7	案件 寄附を受ける美術館の管理運営等について	文化振興課が作成し、2014年(平成26年)8月27日に公表した美術館の具体的な管理運営計画案
8	文振第16号 平成26年7月16日	枚方市長から香里ヶ丘を愛する市民有志代表■■■■■宛ての回答

事実証明書一覧

番号	表題	証明事実
9	中央公園に美術館を建設することを再検討し、白紙に戻すことを求める要請書名	16, 864筆が集中された署名用紙
10	香里ヶ丘中央公園に建設予定の美術館 反対する市民は決して「一部少数派」ではない	2015年2月に香里ヶ丘の自然を愛する市民有志が発行したチラシ
11	シール投票結果(18ヶ所)	2015年1月5日から2月2日の間、市内18か所で実施されたシール投票の全体集計結果、及び個別結果
12	文振第16号 平成26年7月16日	枚方市長から香里ヶ丘中央を愛する市民有志代表 ■■■宛の回答
13	文振第45号 平成26年8月12日 公文書不存在通知書	「美術館建設の候補地の選定に関する比較検討された経過がわかる資料」が不存在であるという開示請求者 ■■■宛の回答
14	(4)大阪府、大阪市の市街地における緑被地の減少	国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会第一回公園緑地小委員会(1906年9月22日開催)議事要旨より
15	■香里ヶ丘中央公園 (平成26年7月16日)	枚方市ホームページの「樹木リスト(1984年製作)をベースに、香里ヶ丘見守り隊が現地調査に基づき作成した「樹木調査マップ」16
16	香里ヶ丘中央公園に建設予定の美術館に関する要望書	平成26年7月23日、香里ヶ丘見守り隊代表 ■■■より枚方市長、枚方市議会議長宛に提出した要望書
17	要望書	2014年8月22日、香里ヶ丘見守り隊代表 ■■■より地域振興部長宛に提出された要望書
18	要請書	2014年11月14日、香里ヶ丘見守り隊代表 ■■■より枚方市長に提出された要請書
19	アラカシのもり	松本幸子作・絵の絵本 2015年3月第一刷

※ 事実証明書の本報告書への掲載は省略する。



### 第3. 監査の実施

#### 1. 要件審査及び請求の受理

本件請求書は、平成27年7月24日に提出され、受付を行った。

その後、本件請求はその他の所定の要件についても具備しているものと認め、平成27年8月10日に、提出日に遡り受理することを決定した。

#### 2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年9月3日に陳述及び新たな証拠の提出の機会を設けた。

請求人からの陳述に先立ち、平成27年8月31日に前記事実証明書追加提出分のおり提出があった。

また、平成27年9月3日に請求人のうち9人の陳述が行われた。

#### 3. 監査対象事項

本件請求の内容は、次のとおりと認められる。

##### (1) 監査請求の対象行為

平成26年3月24日に締結された「美術館の建設に向けた覚書」に基づく負担付き寄附收受（以下「本件負担付き寄附收受」という。）を監査の対象とした。

##### (2) 請求人が対象行為を違法又は不当とする理由

本件負担付き寄附收受は美術品、美術館に価値がなく、一方で長期にわたる経済的負担、高額な罰則をもって拘束するという負担、開発予定地の緑地としての文化的・財産的価値を喪失させる負担から著しい損失を招くものである。さらに、個人の趣味的利益のために公共を犠牲にするもので、何らの公共性、公益性も認められない。ゆえに地方自治法、地方財政法に反する非公共的、過剰な財務負担行為となり違法なものである。

そしてアセスメントを脱法して建設するもので、自然を破壊する非公共的な財産負

担行為であるから違法である。また、個人の趣味を実現するために公共的負担をするものであるから公共性、公益性のない負担行為となる違法がある。

(3) 請求人が監査委員に求める措置の内容

「美術館の建設に向けた覚書」は、地方自治法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)」場合に該当し不当であるから、この不当な「覚書」に基づく負担付き寄附の贈与契約は結ぶべきではない。

枚方市監査委員が公正な監査を実施し、枚方市長に対して覚書を直ちに破棄し、負担付き寄附の受領を禁じるなど適切な措置をとることを求める。

以上であるが、住民監査請求監査は、地方自治法第242条に定める財務会計上の行為の違法性、不当性を判断し、その是正を目的とすることから、次の点について実施することとした。

- ・本件負担付き寄附收受は、「違法又は不当な財産の取得」に該当するか。

#### 4. 監査の対象部課

地域振興部 文化振興課

#### 第4. 監査対象部課の説明

##### 1. 監査対象部課への照会

平成27年8月20日に地域振興部文化振興課へ文書により照会を行った。

##### 2. 地域振興部文化振興課からの回答の概要

- (1) (照会) 資料によれば、市は、これまでも寄附収受した美術工芸品を所蔵しているが、どのように寄附収受の可否の判断事務手続を行っているのか。その際、当該美術工芸品の「客観的価値」はどのようにして判断しているのか。

また寄贈された美術工芸品の管理は、どのように行っているのか。

(回答) 市が所蔵している美術工芸品は、戦前に御殿山で運営されていた大阪美術学校に関する作品のほか、これまで市主催の企画展で取り上げてきた美術家、また、枚方在住の美術家などの作品が多数を占めております。

寄附収受に当たり、客観的見地からの可否判断について、現在では、原則として、美術施設運営委員など専門家の意見を聴取した上で判断を行っています。

今回の寄附美術工芸品は、美術館建物と一体の寄附であり、また、作品点数も多いことから、基本的には個人コレクションとして一括して受けますが、専門家による審議を経て公開する作品と関連資料に分類分けを行い、有効に活用します。

なお、これまで寄贈された美術工芸品については、市の公共施設内で保管し、市民ギャラリーや御殿山美術センター等で適宜公開も行っていますが、今後は今回寄贈いただく美術工芸品と他の所蔵作品を美術館において一括して適性に保管し、公開展示を行っていきます。

- (2) (照会) 寄附者が建設する美術館の構造、展示室の配置、機能等に関して、本市の文化芸術行政振興の観点からの意向は反映されているのか。

請求人らが主張する「公共施設にふさわしくない施設」「価値のない施設」「粗悪品」である美術館が建設されることはないか。

(回答) 本市では、平成6年当時の総合文化会館の計画の中に、美術館レベルの本格的なギャラリーを整備する構想がありましたが、財政的な問題もあって、実現が困難な状況にありました。こうした状況の中で、今回、美術館建物の寄附申し出をいただいたことから、従来の構想を踏まえ、寄附者と協議し、巡回展や他の美術館から優れた美術作品の借り受けを行う企画展の開催等が可能となるよう、一定の広さと設備を備えた展示室や市が所蔵している美術工芸品も一括して保管できる収蔵庫などの機能を備えて建設いただき、寄附をお受けするものです。

また、美術館の建設に向けた覚書の第1条第3項には、「博物館法第29条に規定する博物館相当施設として指定を受けるよう手続きを進める」としているように、博物館

相当施設として基準を満たした施設を収受する予定です。

なお、美術館の建物については、美術館の建設実績が多数ある民間建設事業者に寄附者が建設を発注し、その事業者において各種法令等の基準に則った手続きのもとに建設されます。また、指定確認検査機関による中間検査及び完了検査も実施されることから、それらの基準を満たさない美術館が建設され引き渡されることはないものと考えています。

- (3) (照会) 年間約7,000万円の維持管理費用はどのように算定したのか。他市の同規模美術館と比較した場合、どの程度のものとなるのか。

また、用途変更の制限期間を30年とした理由について。

(回答) 生涯学習市民センターなどの公共施設における維持管理を基本に、清掃や施設の保守点検などに係る経費、光熱水費について積算を行うとともに、指定管理者制度を導入することによる人件費の縮減についても検討を行い、現時点において年間の維持管理運営費を約70,000千円と試算したものです。なお、この維持管理運営費については、市の美術振興や市民の鑑賞活動の活性化、子どもたちの教育向上など、美術館運営において必要な経費であると考えます。

参考とした他市の同規模美術館としては、関西において展示室の規模や企画展等の事業の内容を勘案して、芦屋市立美術博物館及び東大阪市民美術センターを選定。芦屋市立美術博物館における年間の運営費が平成24年度実績で75,943千円、東大阪市民美術センターが65,400千円となっており、平成26年3月時点で65,000千円から75,000千円の維持管理費用を想定していました。

用途変更の制限期間を30年とした理由については、RC建築物の減価償却資産の耐用年数が50年と定められている中で、一般的に30年後には相当の大規模改修費用の発生が予想されることから、施設の今後のあり方を改めて検討する時期と考え、該当条件の適用期間を30年としたものです。

- (4) (照会) 美術館は(通常の)公共施設以上のメンテナンスが必要となるのか(他の美術館の例を踏まえて)

(回答) 都市公園は市民の憩いの場としてオープンスペースが求められますが、寄附を受ける美術館は、公園内に設置できる施設として法令の定める規模の範囲内にお

いて建設されるものであり、企画展の開催など多様な運営によって、将来においても市民ニーズに即した施設であると考えます。

美術館のメンテナンスなどの各種委託費や光熱水費などの管理費については、生涯学習市民センターなど一般的な公共施設における維持管理を基本に算出しており、美術館ということで一般的な公共施設より過大な維持管理費が必要になるということはありません。ただし、警備費については、施設の性格上、一般的な公共施設より若干経費が上がることを想定しております。

(5) (照会) 覚書第3条第3項に規定されている「当該建物の価額」の算定方法

(回答) 覚書では、市が30年以内に寄附者の承認を得ないで一方的に建物を美術館以外の用途に供した場合は、市は寄附者に美術館の建設に要した経費を負担しなければならないとしています。その際に市が負担する建設に要した経費の基本となる額は、建物引渡し時における寄附者の提供資料（工事請負契約書や設計図面等）を参考に算定し、設定する考えです。覚書第3条第3項に規定されている当該建物の価額は、減価償却された金額を基本とし、この覚書に定めのない事項は、市と寄附者との協議により定めることとなります。

なお、この覚書は寄附者の善意を無にしない、美術館として長く有効活用するという行政としての姿勢を明らかにするため、寄附者と相談・合意の上で取り交わしたものです。この覚書の規定により、今回の寄附は、負担付き寄附の收受となることから、議会の議決が必要で、平成25年3月26日に議案「負担付き寄附（美術館の建物）の收受について」を議決いただいた上で、美術館整備に向けた取り組みを進めているものです。

(6) (照会) 都市公園法及び都市公園条例に基づく許可等の状況について

(回答) 美術館は、公園機能の増進に資するものとして、都市公園法及び枚方市都市公園条例に基づき公園施設設置許可をしており、香里ヶ丘中央公園の環境を最大限に活用し、公園と一体となって人の動線を確保し開放感を持たせる計画となっています。なお、建設予定地は、できる限り工事影響範囲を狭め、公園樹木との調和を図り緑化する予定です。

(7) (照会) 環境アセスメントの対象事業であるのか。

(回答) 美術館事業用地は2,980.79㎡です。環境影響評価については、枚方市環境影響評価条例第2条第1項第2号で、環境影響評価を実施する対象事業を定め、その要件は同条例施行規則で定めております。美術館建設は3ha(30,000㎡)に満たないため、この要件に該当せず、アセスメント対象事業ではありません。

(8) (照会) CASBEEの対象事業であるのか。特に、事実証明書3の延床面積と事実証明書6の延床面積の相違について。

(回答) 大阪府では、建築物の環境配慮制度を制定し、建築主による総合的な環境配慮の取り組みを促進しています。その対象は延床面積2,000㎡以上で、美術館の延床面積は1,498.05㎡で2,000㎡を下回っていますので、届出対象事業ではありません。なお、事実証明書3の延床面積(1,499.25㎡)と事実証明書6の延床面積(1,498.05㎡)の相違については、建築確認の際に延床面積を1,499.25㎡で申請されましたが、指定確認検査機関から面積算定に関しての指摘があり、1,498.05㎡に修正(1.20㎡を縮減)したためであって、施設の機能自体に変更があったわけではありません。

(9) (照会) 枚方市環境基本条例に関し請求人らの主張に間違いはないか。市は条例に違反しているのか。

(回答) 枚方市環境基本条例は、環境の保全と創造について4つの基本理念を定めるとともに、市・事業者・市民が果たすべき役割などを規定しているものです。美術館建設に当たっては、開設済みの公園内に建設することから、既存樹木への配慮や、新たな植樹などを指導し、枚方市都市公園条例に基づき、寄附者に対し公園施設設置の許可を行っており、何ら違法性はないものです。

## 第5. 監査委員の判断

### 1. 確認できた事実関係

本件負担付き寄附収受は、平成26年2月24日平成26年枚方市議会第1回定例会に議案第142号「負担付き寄附（美術館の建物）の収受について」として提出され、同年3月26日に原案可決の議決がなされた。

また、平成26年3月24日に枚方市と寄附者との間で「美術館の建設に向けた覚書」が締結された。

なお、本件負担付き寄附収受に係る美術館（以下「本件美術館」という。）は、現在、未着工である。

## 2. 違法性又は不当性について

本件負担付き寄附収受が「違法又は不当な財産の取得」に該当するかという観点で次のとおり判断を行った。

### (1) 「第一 受領する美術品、美術館の価値が著しく低いこと」について

本件負担付き寄附収受の議決の対象となるものは、本件美術館の建物である。

よって、美術品の価値は本件負担付き寄附収受が違法又は不当であるかどうかの判断に影響するものとは認められない。

加えて、請求人は「受領する美術館についても個人的趣味をもって建設されるもので、内容も検討されておらず公共施設にふさわしい施設であるとは考えられない」等として、本件美術館の価値が著しく低い旨主張しているが、これは請求人の主観に基づく見解であり、その主張を裏付ける証拠は認められない。

### (2) 「第二 贈与に伴う負担が過大であること」について

請求人は、30年間美術館として運営しなければならないという条件が不当である旨主張しているが、税法の規定による本件美術館の減価償却の耐用年数が50年とされていることから見ても30年という期間が不当であるとはいえない。

加えて、請求人は、「負担する義務違反の賠償金が過重であり公序に反する」と主張しているが、「美術館の建設に向けた覚書」によれば、市が30年以内に用途の制限に違反した場合における市が負担する額はその時点の建物の価額とされていることから、市が負担する額が過重となるものとは認められない。

その他の主張については、請求人の主観に基づく見解であり、その主張を裏付ける証拠は認められない。

(3) 「第三 都市緑地としての財産的価値を失わせるものであること」について

環境アセスメントに関しては、枚方市環境影響評価条例（平成4年枚方市条例第29号）第2条第2号及び同条例施行規則（平成4年枚方市規則第52号）別表第1において「樹木の伐採等を伴う土地形質の変更」については、3ヘクタール（30,000平方メートル）以上のものと定められており、仮に施工部分を香里ヶ丘中央公園の全体面積（2.60ヘクタール）としても対象とはならない。

次に、大阪府の建築環境総合性能評価システムについても、請求人の提出した「事実証明書6」の「建築計画概要書」によれば本件美術館の延べ面積は、1,498.05平方メートルであり、基準となる2,000平方メートル未満であるため、評価システムの対象とはならない。

次に、枚方市環境基本条例（平成10年枚方市条例第1号）第4条第2項の市の責務については、地域振興部からの回答に基づき土木部に行った照会によれば、本件美術館建設に必要となる都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による公園施設設置許可に際し、市は既存樹木への配慮や新たな植樹などを指導していることから、枚方市環境基本条例に定める市の責務を放棄しているとは認められない。

その他の本件美術館建設予定地に関する請求人の主張については、本件負担付き寄附収受が違法又は不当であるかどうかの判断に影響するものとは認められない。

(4) 「第四 寄附者の便益のためのみに行われる寄附であり、何らの公共性もないこと」について

請求人の主観に基づく見解であり、その主張を裏付ける事情は認められない。また、(1)で判断したとおり、美術品の価値は本件負担付き寄附収受が違法又は不当であるかどうかの判断に影響するものとは認められない。

#### 4. 結論

以上のとおり本件負担付き寄附収受については、違法性、不当性は認められないことから、請求人の主張には理由がないものである。